

調 達 公 告

公募型プロポーザル方式により業務の受託者を選定するので、次のとおり公告する。

令和6年5月21日

鳥取県知事 平井 伸治

1 業務の概要

(1) 業務の名称 第25回臓器移植推進国民大会運営業務

(2) 業務の内容

「臓器移植推進月間」（10月）の行事の一環として、参加者、特に本県の将来を担う若年層に、コロナ禍の経験を踏まえて「いのち」「健康」の重みについて、さらに、臓器移植を通して「いのちをつなぐ」ことの意味について、改めて考えていただく契機とすることを目的として、臓器移植推進国民大会を開催する。

なお、詳細は、第25回臓器移植推進国民大会運営業務委託プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）による。

(3) 契約（実施）期間

契約日から令和7年1月10日までの間に実施すること。

(4) 予算額 3,500千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2 参加資格要件

この公募型プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 法人格を有していること。

(3) 令和3年鳥取県告示第457号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が「イベント・広告・企画」の「イベント企画・運営」に登録されている者であること。

(4) 令和6年5月21日から本件業務の提案書の提出の日までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(5) 鳥取県内に本店、支店、営業所その他の事業所を有する者であること。

3 評価方法

(1) 提案書の評価は、審査会において、あらかじめ提出された企画提案書、プレゼンテーション及び質疑応答の内容により、各審査委員が評価要領に基づき審査項目を個別に評価採点し、その合計点数により順位付けする。審査の結果、同点の場合は審査員の合議によって最優秀提案者を選定する。

(2) 審査項目及び配点（100点満点）

評価項目	評価の視点	配点
企画の内容 (50点) <係数2>	大会の目的を正確に理解し、仕様書に基づいた企画提案内容であること。	10
	大会の目的を踏まえた、適切なテーマ及びターゲットの設定がなされ、ゴールが明確な提案であること。	10
	県民や国民に対する効果的な周知や広報展開がなされ、機運醸成につながる提案であること。	10
	鳥取県の取組の特徴を踏まえ、医療機関との連携や既存の普及啓発の仕組み等と連動する等の工夫がみられること。	10
	合理的な評価指標を設定し、アンケート等の仕組みを取り入れて、大会の成果を評価する仕組みがあること。	10
企画の実現性	【実施体制】	10

(40点) <係数2>	現場責任者、役割分担等が具体的に示され、提案業務を適切かつ即時の対応ができる体制となっており、本業務を確実に履行すると認められること。	
	【業務工程】 作業ごとに開始・終了が明確にされ、計画的で無理のないスケジュールとなっていること。	10
	来場者（視聴者）が視聴しやすく、かつ適切な手法になっていること。障がい等に対して合理的な配慮を実施していること。（手話通訳及び要約筆記を含む）	10
	同規模あるいはそれ以上の会議やシンポジウムの開催実績の有無	10
鳥取県に関する広報の実績 (5点) <係数1>	【実績】 鳥取県に関する情報の広報の企画・制作・配布の実績の有無。	5
見積価格 (5点) <係数1>	配点(5点) × {1 - (見積価格(税込み) ÷ 予算額)} ※予算額を上回る見積は失格	5

4 選定方法

3により最も高い得点を獲得した者を、最優秀提案者として選定する。なお、最優秀提案者以外の者についても、得点順に順位付けを行なう。

なお、事前に審査委員に働きかけ等を行った者は失格とする。

5 手続き等

(1) 書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県福祉保健部健康医療局医療政策課医療政策担当

電話 0857-26-7182

ファクシミリ 0857-21-3048

電子メール iryouseisakutantou@pref.tottori.lg.jp

(2) 実施要領及び仕様書等の交付

実施要領及び仕様書等は、令和6年5月21日から6月17日までの間にインターネットのホームページ (<https://www.pref.tottori.lg.jp/317529.htm>) から入手するものとする。

6 提案書の提出

(1) 提出方法

本件業務に係る提案書の提出を希望する者は、仕様書に基づき提案書を作成し、持参又は送付すること。

なお、送付による場合は、書留郵便（親展扱いとすること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展扱いとすること。）によること。

(2) 提出場所

5の(1)の場所に同じ。

(3) 提出期間及び時間

令和6年5月21日から6月17日までの間（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時15分までとし、送付による場合は、最終日の午後5時15分までに到着したものに限り受け付ける。

7 プレゼンテーションの実施

(1) 日時

令和6年6月20日 14時

(2) 場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁 福祉保健部会議室

(3) 条件

開催時間の10分前までに受付をすること。

準備する提案書、資料等は10部を用意すること。

プレゼンテーションは一提案につき15分以内（厳守）、質疑応答15分程度を予定。

8 契約の締結

4により最優秀提案者として選定された者と契約締結の協議を行ない、見積書を徴して契約を締結する。この協議には、提案書の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更の協議も含む。協議が不調のときは、4により順位付けられた上位の者から順に契約の締結の協議を行なう。

9 契約保証金

契約の相手方は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

10 その他

(1) 提案書の無効

2の参加資格のない者が提出した提案書及び虚偽の記載がなされた提案書は、無効とする。

(2) 参加費用

このプロポーザルへの参加に要する一切の費用は、提案者の負担とする。

(3) 著作権の取扱い

ア 選定された者の提案書に係る著作権の帰属については、契約時に取り交わす契約書により定めるものとする。ただし、契約締結前であっても提案者に帰属するものとする。

イ 選定されなかった提案者の提案書に係る著作権は、提案者に帰属するものとする。

ウ 県は提案者に対して、提案書に係る著作権の使用に係る一切の対価を支払わないものとする。

(4) 提案書の取扱い

ア 提出された書類は原則として返却しない。

イ 入札参加者が提出する書類は鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）第2条第2項に規定する公文書に該当し、開示請求の対象となることがある。

ウ 提出された書類は入札参加者に無断でこのプロポーザル以外の用途には使用しない。

(5) その他

詳細は、実施要領による。